

## 附属病院への立ち入りについて

(令和2年2月27日 病院長)

令和2年2月25日付厚生労働省事務連絡「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」をふまえ、附属病院にて出入りされるお取引業者様に対し以下の遵守をお願いいたします。

- ・ 委託業者（清掃、給食等）は出勤前検温を徹底し、院内においてはマスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底すること。
- ・ 取引業者（納品業者等）は可能な限り1階防災センター前で納品等を行い、やむを得ず入館する場合は検温、マスクの着用を条件とする。

(問い合わせ先) 院務部管理課